

社会保険労務士

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東5-4-5-108

電話番号：045-716-6080

e-mail：info@sakura-management.net

カスハラ対策に活用した
い厚労省のマニュアル・
ポスター◆厚生労働省の顧客
ハラスメント防止対策

顧客等からの不当・悪質なクレームといった著しい迷惑行為（顧客ハラスメント）は、従業員に過度に精神ストレスを感じさせるとともに、通常の業務にも支障が出るおそれがあります。厚生労働省の調査によると、企業に対する調査では、過去3年間に顧客等からの著しい迷惑行為の相談があった企業の割合は19.5%、労働者に対する調査では、過去3年間に勤務先で顧客等から著しい迷惑行為を一度以上経験したと回答した割合は15.0%に上り、カスハラに悩む企業、労働者は少なくありません。

◆顧客ハラスメント
対策企業マニュアル

企業に顧客ハラスメント対策の必要性を理解してもらい、自主的な取組み

を行ってもらうことを目的に、厚生労働省は「顧客ハラスメント対策企業マニュアル」を作成、公表しています。顧客ハラスメントに関する企業責任や、具体的に取るべき対策、運用等について詳しく解説がなされており、参考になります。

◆顧客ハラスメント
対策ポスター

厚生労働省では、「暴力、暴言、土下座の強要……そのクレーム、やりすぎていませんか？ STOP！ 顧客ハラスメント—みなさまに気持ちよく過ごしていただくために—」とのキャッチコピーが目を引くポスターを作成しています。より多様な業種で活用できるよう、何種類かのデザインが用意されています。厚生労働省ホームページからダウンロードでき、活用にあたって事前申請等も不要ですので、積極的に利用してみはいかがでしょうか。

【厚生労働省「顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆる顧客ハラスメント）について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

法定の歯科健康診断 事
業場の人数にかかわらず
実施報告が義務に

厚生労働省は、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会に諮問し、妥当であるとの答申を受け、省令の改正作業を進めています。

◆改正の趣旨

労働安全衛生法において、事業者は、歯またはその支持組織に有害な業務に従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断（歯科健康診断）を行わなければならないとしており、その具体的内容について労働安全衛生規則

(安衛則) で定めています。

また、安衛則の規定により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、歯科健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっています。

このたび、歯科健康診断の実施状況について、令和元年度に一部地域で実施した自主点検の結果により、常時使用する労働者が 50 人未満の事業場においては、歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明しました。

そこで、歯科健康診断の報告義務について、実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、事業場の人数にかかわらず、実施報告の義務付けを行うこととされました。

◆改正の内容

歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第 48 条の歯科健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとされます。

※現行では、使用する労働者の人数が常時 50 人以上である場合に報告が必要です。

◆施行時期

令和 4 年 10 月 1 日(予定)

【厚生労働省「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24734.html

5 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

16 日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

31 日

- 軽自動車税(種別割)納付 [市区町村]
- 自動車税(種別割)の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者

でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

～当事務所より一言～